

平成18年9月29日（金）

日程第49 請願第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について

○議長（上田順康君） 日程第49 請願第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君） 去る9月14日の本会議において本委員会に付託された 請願第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について を審査するため、9月15日委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第2号の趣旨は、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法第43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）という超高金利での営業をしている。住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制などを求め、①出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること、②貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」

規定を撤廃すること、③出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。以上について法改正を行うよう、国に対し意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、本市で実施している法律相談の中で、高金利に関する相談件数について ただしがあり、消費者ローン・カードローン等で相談件数は28件である との答弁がありました。

紹介議員に対し、金利の制限については自由主義経済の観点から好ましくない状況である。消費者金融などの金利については、一定の歯どめが必要であると認識しているが、貸金業規制法の中の「みなし弁済」規定を撤廃することで十分対応できるのではないかと。国においても少額短期の貸付については、特定金利を認めるべきとの検討がなされている。今回の請願趣旨では、経済活動を阻害するおそれもあると考えられるので、考慮すべきではないのか とのただしがあり、国においてもさまざまな意見があり、議論されているが、結論に至っていないのが現状である。消費者金融等からの借り入れによって多重債務に陥り、苦しんでいる方々を救済するためにも、改善が必要である。法改正を行う中で十分な議論をし、少しでも債務者が保護される状況にしていくのが本来の趣旨である との答弁がありました。

高金利により多額の債務を負い、自己破産等多数発生している中、国の段階で規制をする必要があると、法改正について意見書を提出すべきである との意見がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。